

売買契約書

【当事者】

締結日： 年 月 日

売主		⑨	買主	東京都港区六本木三丁目2番1号 株式会社ファーマリー 代表取締役 石 泰成	⑨
----	--	---	----	---	---

【本件商品】

No	品目	メーカー	形式	シリアル	数量	単価(円)	売買代金(円)
1							
2							
3							
4							
5							

売主と買主は、上記概要及び以下に定める条件に従い、売買契約(以下「本契約」という。)を締結し、本契約締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

第1条 売主は、買主に対し、上記記載の商品(以下「本件商品」という。)を売渡し、買主はこれを買受ける。

第2条 買主は、売主が本件商品を引渡すのと同時に、上記記載の金額を売主に支払うものとする。

第3条 本件商品の引渡しは、売主又は買主の保有する敷地内にて行う。

第4条 本件商品の引渡しまでに発生する費用については、売主の負担とする。

第5条 本件商品の引渡しに配送等の費用が発生する場合、前記費用は買主の負担とする。

第6条 本件商品の引渡し前の原因により生じた本件商品の全部又は一部の滅失、毀損、変質その他一切の損害は、買主の責に帰すべきものを除き売主の負担とし、引渡し後の原因により生じたこれらの損害は、売主の責に帰すべきものを除き買主の負担とする。

第7条 本契約に基づく売買の成立後は、いかなる理由があっても、買主は商品を返品しないものとする。

第8条 売主は、本件商品の品質等について保証しない。

第9条 買主は、本件商品の引渡し後、直ちに本件商品の外観、正常動作性等について検査を行う。

第10条 売主及び買主は、天災地変等の不可抗力により本契約に定める義務の履行が不能となったときは、その旨、遅滞なく相手方に通知し、双方誠意を持ってその解決に努めるものとする。

第11条 売主(法人である場合、自らの役員、従業員を含む。)及び買主は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと及び暴力団員等と不適切な関係を有しないことを表明し、かつ将来にわたっても同様に表明し、保証する。

第12条 売主及び買主は、相手方が第11条に違反した場合は、相手方の有する期限の利益を喪失させ、通知又は催告等何らの手続を要しないで直ちに本契約を解除することができるものとする。